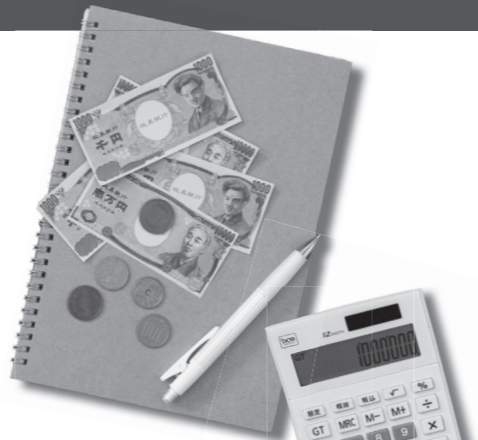


# 令和4年度 決算報告

令和4年度、北本市にどのくらいの収入があり、どのように使われたのか。北本市の決算の概要と財政状況についてお知らせします。



令和4年度決算は前年度と同規模の水準となりました

## 令和4年度決算総括

令和4年度決算は、昨年度決算との比較で歳入、歳出ともに0.6%減少しました。

### 歳出は道路の舗装工事等、道路維持にかかる経費が増加

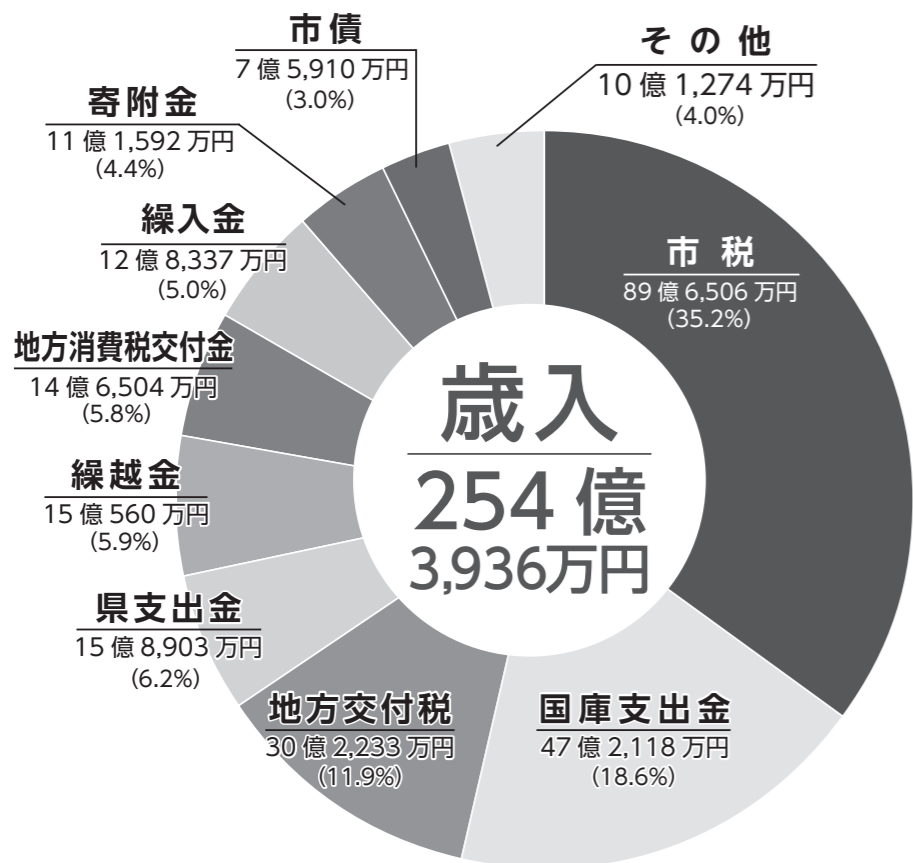
歳出は、道路の舗装工事等の予算を増額して実施したことから土木費が増加しました。一方、令和3年度で西小学校給食室建設工事が完了したため教育費が減少しています。

は、令和4年度決算において全て早期健全化基準の数値を下回っており、市の財政は健全な状態にあるといえます。なお、昨年度は将来負担率が4.8%でしたが、充当可能財源などが将来の負担を上回ったことから、令和4年度は算出されず、改善されています。

### 健全な財政運営

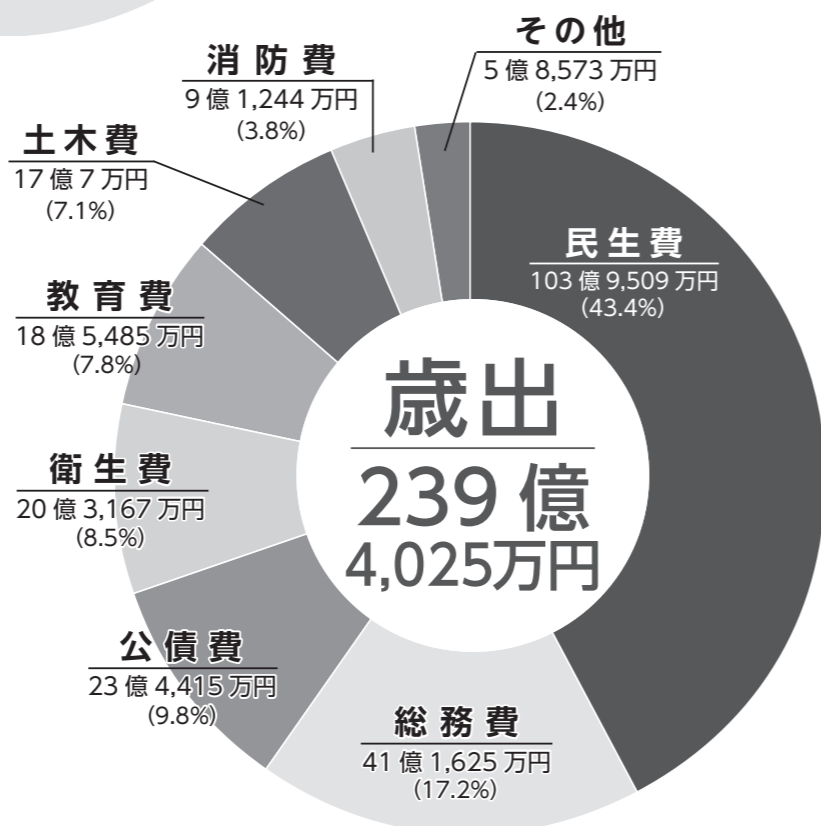
財政破たんを早期の段階で回避するための指標である「財政健全化判断比率」

総合振興計画に基づき事業を着実に実施しながらも、健全な財政運営を継続してまいります。



### 《歳入》科目の説明

- 市税**…皆さんが北本市に納めた税金。市民税、固定資産税、軽自動車税等
- 国庫支出金**…皆さんが国に納めたお金の一部。特定の目的を達成するために国が市へ交付
- 地方交付税**…皆さんが国に納めたお金の一部。市の財政状況に応じて国から配分
- 県支出金**…皆さんが県等に納めたお金の一部。特定の目的を達成するために県から市へ交付
- 繰越金**…令和3年度から繰り越されたお金の一部。人口などに応じて県から市へ交付
- 繰入金**…各種基金（貯金）から一般会計へ繰り入れたお金の一部
- 寄附金**…ふるさと納税等、個人や法人からの寄附金
- 市債**…事業を行うために市が国や銀行などから借り入れたお金の一部



### 《歳出》科目の説明

- 民生費**…障がい者や高齢者に対する福祉、子育て支援のための経費
- 総務費**…情報システム、徴税、選挙、財務事務などの経費
- 公債費**…建設事業等を行うために借り入れたお金を返済するための経費
- 衛生費**…健康で衛生的な生活環境を保つための経費
- 教育費**…学校教育や生涯学習の充実、スポーツ等の振興のための経費
- 土木費**…道路、橋、河川、公園の整備、維持管理などまちづくりのための経費
- 消防費**…市民の安全を守る消防・防災活動のための経費

歳出科目ごとの主な事業経費(お金の使い道)は、4-5ページでご紹介します

※端数処理のため、合計が合わないことがあります

## 家計に例えると

### 令和4年度決算を月収30万円の家計に変換

市税や使用料、諸収入は家計でいうところの「給与」にあたります。支出のもっとも多くを占めるのが、医療、教育費、保険料にあたる扶助費や補助金などです。

また、翌月への持ち越し(繰越金)が出ており、収入の範囲で支出のやりくりができていくことがわかります。

### 収入

給与(市税、使用料、諸収入など)	12.6万円(42.0%)
預金の取り崩し(繰入金)	1.5万円(5.0%)
前月からの持ち越し(繰越金)	1.8万円(5.9%)
親からの仕送り(地方交付税、国庫支出金など)	13.2万円(44.1%)
銀行からの借入れ	0.9万円(3.0%)
<b>収入合計</b>	<b>30万円</b>

### 支出

食費(給与等の人件費)	4.1万円(14.7%)
医療、教育費、保険料(扶助費や補助金など)	10.3万円(36.7%)
光熱水費、通信料(物件費)	4.7万円(16.8%)
子どもへの仕送り(特別会計への支出)	2.8万円(9.8%)
ローンの返済(公債費)	2.8万円(9.8%)
家の修繕(普通建設事業費等)	1.2万円(4.2%)
預金(積立金)	2.3万円(8.0%)
<b>支出合計</b>	<b>28.2万円</b>

翌月への持ち越し(繰越金) 1.8万円

この指標を下回れば健全!

指標	内容	結果	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計を中心とした赤字の割合	赤字なし	12.91%
連結実質赤字比率	一般会計のほか、特別・企業会計も含めた全会計の赤字の割合	赤字なし	17.91%
実質公債費比率	市の平均的な年間収入に対する借入金返済額の割合	7.9%	25.0%
将来負担比率	市の平均的な年間収入に対する将来に負担が見込まれる負債(借金)の割合	-	350.0%

## 財政健全化判断比率

北本市の財政状況は「健全」

国は地方公共団体の財政破たんを早期の段階で回避するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)を定めています。この法律によって、地方公共団体は「健全化判断比率」を算定し、公表することになっています。市の財政が健全かどうかを判断するにあたって、この比率が目安になります。